

平成30年度

定期監査(中期・後期)報告書

長野市監査委員



30監査第 191号  
平成31年 3月27日

長野市長  
加 藤 久 雄 様

長野市監査委員	鈴 木 栄 一
同	小 澤 輝 彦
同	松 木 茂 盛
同	高 野 正 晴

定期監査（中期・後期）の結果報告について

地方自治法第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する、平成30年度定期監査（中期・後期）の結果に関する報告を同条第 9 項及び第10項の規定により提出します。



## 第1 監査の範囲

平成29年度及び30年度における財務に関する事務及びその他の事務

## 第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

	対 象 等	期 間
中 期	地域・市民生活部 松代支所 更北支所 信更支所 芹田支所 信州新町支所 こども未来部 東条保育園 豊栄保育園 信州新町保育園 教育委員会 信州新町公民館 芹田小学校 豊栄小学校 東条小学校 信更小学校 信州新町小学校 裾花中学校 松代中学校 信更中学校 信州新町中学校	平成30年8月20日から 平成31年3月22日まで
	総務部 庶務課 職員課 職員研修所 情報政策課 危機管理防災課 行政管理課 公有財産活用局 公共施設マネジメント推進課 管財課 保健福祉部 福祉政策課 生活支援課 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課 障害福祉課 医療連携推進課（信更診療所 信里診療所 大岡診療所 大岡歯科診療所 中条診療所） 国民健康保険課 建設部 監理課 道路課 河川課 維持課（南部土木事務所 東部土木事務所 北部土木事務所 西部土木事務所） 住宅課 建築課 建築指導課 公平委員会事務局	平成30年9月28日から 平成31年3月22日まで

対 象 等		期 間
後 期	長野市保健所 総務課 健康課（北部保健センター 三陽保健センター 吉田保健センター 東部保健センター） 食品生活衛生課 環境衛生試験所  こども未来部 こども政策課 マリッジサポート課 子育て支援課 保育・幼稚園課  環境部 環境保全温暖化対策課 廃棄物対策課 生活環境課 清掃センター 衛生センター  会計局 会計課 検査課  上下水道局 総務課 営業課 水道整備課 水道維持課 浄水課 下水道整備課 下水道施設課	平成30年12月18日から 平成31年3月22日まで

### 第3 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、あらかじめ抽出した関連資料に基づき書類監査を実施するとともに、関係職員から説明聴取を行った。

また、特に次の3項目を重点項目として監査を行った。

- (1) 現金の取扱い及び備品の管理状況について
- (2) 契約事務について
- (3) 負担金、補助及び交付金の交付事務について

### 第4 監査の結果

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

## 1 重点項目

### (1) 収納料金の払込みを適正に行うべきもの

保育園研修生賄費及び公民館コピー使用料について、指定金融機関への払込みが遅滞していた事例があった。

長野市財務規則によると、収納した現金は速やかに指定金融機関へ払い込まなければならないとされている。

規則に基づき、適正な収納事務を徹底されたい。

### (2) 物品等の管理を適正に行うべきもの

重要物品等について、長野市財務規則に規定されている不用決定の決裁及び備品使用簿（備品台帳）の取消手続がされないまま廃棄されている事例があった。

財務規則及び長野市会計事務の手引に基づき、適正に管理されたい。

また、課長等は、会計年度末に行う重要物品等の現在高調査を確実に実施されたい。

【情報政策課 芹田小学校】

### (3) 契約締結事務を適正に行うべきもの

ア 長野市リフトバス車両運行管理業務委託について、受託者以外では当該業務ができないとの理由から1者随意契約としていたが、受託者は主要な業務を他事業者へ再委託していた。

委託内容を精査し、契約相手、方法等について見直しを図り、適正な契約事務を行われたい。

【障害福祉課】

イ 真島保健センター床暖房・地下タンク・ポンプ類他保守点検業務委託について、請書に再委託の禁止条項があり、また、第三者への一部再委託を可能とする記載がないにも関わらず、全ての保守点検業務について他の事業者により実施された報告書が添付されていた。

業者選定時において、再委託に関する事項について周知するなど適正な契約事務を行われたい。

【保健所健康課】

ウ 側溝土砂置場等の土地使用契約について、土地使用料の算出根拠となる使用面積及び平方メートル当たり単価等が不明瞭のまま契約が締結されていた。

使用料の算出根拠等を明確にした上で、適切な契約事務を行われたい。

【環境保全温暖化対策課】

エ 長野市契約規則では、随意契約の相手方は特別な場合を除き、有資格者名簿に登載された者のうちから定めなければならないとされている。

戸隠支所前公衆トイレ清掃業務委託について、長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱第12第2項の各号（例外として有資格者名簿によらないで契約の相手方を選定できる要件）に該当していなかったが、有資格者名簿に登載のない者と契約していた。

なお、本件については、平成28年度定期監査でも同様の指摘をしている。

規則等に基づき、適正な契約事務をされたい。

【衛生センター】

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号では、随意契約によることができるものの一つとして、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を掲げている。

また、その取扱いについては、契約の手引において明示されている。

長野中央通り石畳舗装緊急修繕業務委託において、緊急性のない業務が一部含まれて随意契約されていた。

緊急処理業務委託に係る契約は、あくまでも緊急に対応しなければならない業務であり、競争に付す時間的余裕がない場合に限って契約できる手段である。

法令等に基づき、適切な契約事務をされたい。

【維持課】

カ 水道料金改定チラシ配布業務委託について、地方自治法施行令及び長野市契約規則で規定する条項を適用して1者による随意契約としているが、事前に他事業者への調査や見積書の徴取を行っておらず、契約相手が特定される根拠としては乏しいものであった。

法令等に基づき、適切な契約事務をされたい。

【上下水道局営業課】

キ 物品等の購入において、同日に同一事業者から分割して購入していた所属、同種の物品等を同日に複数の事業者から分割して購入していた所属、数日間のうちに同一または複数の事業者から同種の物品等を購入していた所属があった。

物品等の購入に当たっては、一括購入できるものはまとめて発注するなど計画的な購入に努め、分割発注による1事業者からの見積書の徴取による随意契約を避け、競争原理が働くよう契約事務を適切に行われたい。

【介護保険課 障害福祉課 生活環境課 維持課（北部土木事務所） 建築指導課】



#### (4) 規則等に基づいた補助金等交付事務を行うもの

長野市結婚支援事業補助金交付要綱によると、実績報告等の提出期限について、「補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日」としているが、期限を過ぎて提出されていた。

要綱に基づいて事業が確実に実行されているか、指示監督を適切に行われたい。

【マリッジサポート課】

## 2 収入事務

### (1) 収入事務を適正に行うべきもの

ア 懇親会において、参加者から会費を徴収すること、また、その会費金額について決裁を受けないまま徴収していた。

不正防止の観点からも、事前に収入に関する事項の決裁を受け明確にしておくべきである。

【生活環境課】

イ 長野市財務規則では、過誤納金の充当は、過誤納金充当通知書により通知しなければならないとしている。

放課後子ども総合プラン事業利用料の過誤納金充当について、事前に本人に承諾を得ていることを理由に通知していなかった。

規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【こども政策課】

### (2) 徴収事務を適正に行うべきもの

ア 公用車広告掲載料について、納付期限を過ぎてから納付されたものがあった。

また、「長野市公用車広告掲載に関する契約書」の規定によると、本件について遅延損害金が発生していたが徴収していなかった。

契約書に基づき、適正な徴収事務を行われたい。

【管財課】

イ 平成29年度行政財産使用料の徴収事務を失念したため徴収漏れとなり、平成30年度に調定し収納している事例があった。

また、平成30年度分当該使用料の徴収事務も遅滞していた。

長野市市有財産条例によると、使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収することとされている。

使用料の徴収漏れのないよう、条例に基づき、適正な歳入事務を徹底されたい。

【障害福祉課】

### (3) 調定事務を適時に行うべきもの

ア 行政財産使用料について、歳入調定の手続きが遅滞していた事例があった。

長野市市有財産条例によると、使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収することとされている。

条例に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【情報政策課 松代支所 高齢者活躍支援課 保健所健康課  
清掃センター 衛生センター 維持課 住宅課】

イ 母子父子寡婦福祉資金償還金について、償還が発生する月ごとに調定し、納入通知書の発行事務を行うとしているが、4月から12月までの9か月分をまとめて行っていた。

適正な調定事務を行われたい。

【子育て支援課】

### (4) 債権管理を適正に行うべきもの

ア 生活保護費返還金について、滞納整理簿の一部に記録遅滞があった。

納付確認を含め新たに発生した事由等を速やかに記録し、常時現況が確認できるよう整備されたい。

また、平成25年度包括外部監査及び平成28年度定期監査での指摘に対し、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第6条による延滞金の減免規定を整備するとしていたが、未だ整備されていない。

条例に基づき、債権管理を適正に行われたい。

【生活支援課】

イ 居宅介護サービス費等の返還金徴収について、平成28年11月に事業者と音信不通となった以降、催告等を実施していなかった。

また、後期高齢者医療保険料の滞納者について、財産調査を行っていない事例があった。

当該徴収金等については、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされている。

法令等に基づき、適正な債権管理事務を行われたい。

【介護保険課 高齢者活躍支援課】

ウ 保育所利用者負担金、し尿処理手数料、下水道使用料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された延滞金を徴収していなかった。

本件については、平成28年度定期監査でも同様の指摘をしている。

また、下水道受益者負担金の高額滞納者について、分納誓約書の徴取や差押えを実施しておらず延滞金も徴収していなかった。

法令等に基づき、適正に徴収されたい。

【保育・幼稚園課 生活環境課 上下水道局営業課】

エ 児童扶養手当返納金について、長野市財務規則第186条で規定された履行延期の特約をする場合の履行延期期限を越えて承認している事例があった。

母子父子寡婦福祉資金償還金について、滞納者に対する対応として、償還指導依頼や連帯保証債務履行要請など連帯保証人への対応をしていない事例が散見された。

また、両債権管理において、債権の管理記録や指導経過を滞納整理表等に記録するとしているが、滞納整理表等が整備されていない事例が散見された。

法令等に基づき、適正な債権管理事務を行われたい。

【子育て支援課】

### 3 支出事務

#### (1) 支出事務を適正に行うべきもの

研修会参加費等が市から所属の資金前渡通帳へ振込まれていたが、半年以上経ても引き出されることなく残されていた。

結果的に、職員による立替払いとなったまま精算処理されていた。

適正な支出事務を行うよう徹底されたい。

【廃棄物対策課】

#### (2) 確認検査を適正に行うべきもの

ア 市道側溝等土砂処理業務委託について、トラックの荷台に積まれた土砂の積載量を委託料の算定基準としているが、事業者から提出された写真において積載量が不明確であるものが散見された。

土砂の積載量が明確に確認できる写真の提出を事業実施者に求め、厳格な確認検査を行われたい。

【環境保全温暖化対策課 維持課】

イ 平成29年度千曲衛生施設組合負担金について、負担金の算出根拠である本市の人口数値に誤りがあった。

負担金の積算段階において、根拠資料等の確認を徹底し、適正な支出事務を行われたい。

【生活環境課】

ウ 下水道事業受益者負担金等収納業務委託について、業務従事報告書に集計誤りがあった。  
これにより、委託料が支払不足となっていた。

報告書の内容等について確実な確認検査を行い、適正な支出事務を行われたい。

【上下水道局営業課】

### (3) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの

ア レターパックの管理について、不適正な管理があった。

所属で行った在庫数確認の際、数量を誤って把握していたことにより受払簿と在庫数に差異が生じていた。

所属では差異が生じた原因について、詳細な調査をしないまま受払簿への購入枚数の記載漏れによるものであると考え、購入枚数の記載を調整することにより一致させていた。

本件の発生原因は、所属内における事務引継が不十分であったことに加え、定期的な在庫確認を怠っていたことによるものである。

適正な在庫管理を徹底されたい。

【保健所健康課】

イ 所属で使用する郵便切手等について、保管枚数と受払簿が一致していない所属、また、受払簿を整備していない所属があった。

郵便切手等は金券であるので、定期的に残数を確認するなど適正な在庫管理を徹底されたい。

【国民健康保険課 食品生活衛生課 保育・幼稚園課 会計課 信更中学校】

## 4 財産管理事務

### (1) 公有財産の異動報告を適時に行うべきもの

市有財産の売却について、公有財産異動報告書が整備されていない事例があった。

財務規則に基づき、適切な事務処理を行われたい。

【管財課】

### (2) 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの

ア 城山庁舎において、使用の許可を受けようとする者は、庁舎管理規則または財務規則に基づく行政財産使用の許可が必要である。

しかしながら、それらの手続を行っておらず、要領を別に定めて特定の団体の使用を認めていた。

規則等に基づき、適正な使用許可事務を行われたい。

【庶務課】

イ 母子休養ホームの設置及び管理に関する条例では、ホームを使用する者は市長の許可を受けなければならないとしているが、利用者からの申請に対する許可事務が行われていなかった。

当該施設の設置目的及び使用者の範囲等が適切であるか条例と照らし合わせ、適正な許可事務を行われたい。

【子育て支援課】

## 5 その他の事務

### (1) 各種団体の出納事務を適正に行うべきもの

ア 物品購入等の支出について、職員による立替払があった。

適正な事務処理を徹底されたい。

【食品生活衛生課 清掃センター 維持課（西部土木事務所）】

イ 会計事務を取扱っている団体について、預金通帳と印鑑が同じ場所で管理されていた。

預金通帳と通帳印は保管場所を分け、預金の引出しの際には複数人による確認が行われるよう徹底されたい。

【障害福祉課 東条小学校】

## 第5 意見

### 1 適正な事務の執行と内部統制体制の整備について

平成30年度において、長野市事務処理適正化対策委員会で取り上げられた事務処理誤り関連事案は計13件となっており、その内訳は下表のとおりである。

【事務処理誤り一覧表】

事務処理誤りの内容	件数	原因内訳（件）	
		人為的ミス	システム関連
工事費等積算誤り	7	7	0
メールアドレス等の漏えい	3	3	0
保険料等算定誤り	2	0	2
システム不具合による証明書の発行遅延	1	0	1
計	13	10	3

最も多い発生件数となった工事費関連の積算誤りによる入札延期等は、平成31年に入って既に2件発生しており、いずれも単価等を誤って入力したことによる人為的ミスが原因であった。このように同様の事務処理誤りが相次いで発生したことは、工事の遅延等により市民生活に影響を及ぼすだけでなく、行政に対する市民の信頼を大きく揺るがす結果を招くことは言うまでもない。また、発生した事務処理誤りが、経済的・社会的にどの程度の不利益を市や市民等に与えるか（与えたか）を適切に判断することも組織として必要不可欠であり、発生原因が職員の非違行為等であった場合は関係職員の処分も想定する必要がある。

しかし、組織として重要なことは、事務処理誤り等をゼロにすることはできないまでも、市民生活への影響、深刻な不利益の発生を予防し、また、発生した場合には影響や不利益を最小限に留めることである。

こうした背景の中、平成29年に地方自治法が改正され、首長は「内部統制」（執行機関内でのリスク管理）に関する方針を策定し、これに基づき全庁的な取組を推進するための体制を整備することとされた。

内部統制の整備等は県及び指定都市以外は努力義務とされているが、同年、参議院総務委員会で法改正に伴う附帯決議が政府に提出されている。

その内容は、「内部統制体制の整備及び運用は、全ての地方公共団体の長がその権限と責任に基づいて適切に実施することが求められるため、本法において努力義務とされた指定都市以外の市町村においても、内部統制に関する方針が早急に策定されるよう引き続き検討を行うこと。」とされている。内部統制の整備・運用は喫緊の課題であり、「市民から信頼される地方公共団体」を実現するためにも早急に着手することを望むものである。

## 2 簿外で管理している水道料金の債権について

従来、水道料金は下水道使用料と同様に5年で時効を迎える公債権として取り扱われていたため、5年を経過したものは不納欠損処分を行っていた。

しかし、平成15年10月の最高裁の判決によって水道料金は私債権であることが確定した。

当該判決以降、長野市上下水道局では、私債権として2年の時効を経過したもののうち、死亡、行方不明等で回収が著しく困難な未収金を、当該企業会計独自の不納欠損処分（法的には債権は消滅していないが会計上調定の取消を行う。）を行い、簿外管理としている。

この簿外管理については、平成25年度包括外部監査において外部監査人より以下の意見が述べられている。

○時効の援用のない当該債権について、簿外で管理する方法をそのまま継続することは、簿外の債権が増え続け、事務の負担を増やし適切ではない。

○適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがなく、債務者の時効の援用が得られない場合は、条例等の制定により法的に債権を消滅させることを検討するべきである。

○条例が改正されるまでは、簿外管理している債権の総額を公表するべきである。

また、平成28年度定期監査においては、私債権を含めた未収金に対し各部局間の連携を図りながら、全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討するよう意見している。

上下水道局営業課ではこれらの意見に対し、「庁内関係課において、私法上の債権管理に関する条例等について研究を進めている。」としていたが、現時点で具体的な措置はとられていない。

また、簿外管理債権の総額公表について、「簿外管理の概要について、今後公表することを予定している。」としたものの、水道事業会計決算書では、簿外管理を決定した単年度債権額の記載のみで債権総額は公表されていない。

調査の結果、平成17年度からの簿外管理債権の総額は、平成31年1月30日現在において、160,096,156円となっている。

この膨大な債権総額を公表しないことは、決算書においても時効が過ぎた未収金の額が明示されていないため、当該公営企業全体の経理状態等を正しく表示しているとは言い難く、議会によるチェック機能が届きにくい状態にある。

また、不納欠損処分に係る法的な規定はないが、行政実例「昭和27年6月12日地自行発161号三原市監査委員宛行政課長回答」では、「既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」とされ、債権が消滅して初めて不納欠損処分が可能になるものである。

なお、長野市上下水道局財務規程第39条第1項においても、不納欠損について「法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合（略）」と規定しており、債権放棄又は債権消滅をもって不納欠損処分することとしている。

このような背景の中、全国的にも私債権管理条例等を制定し、債権放棄に該当する項目を条例化している自治体が増えつつある。

平成28年度に那覇市で実施した「水道料金債権に関する調査」では、水道料金債権の放棄を行っている市が58市中33市（57%）、また、水道料金債権に関する条例を制定済、あるいは近日中に制定予定とした市が58市中40市（69%）であった。

先進市の事例を参考に、私債権を持つ関係各課と連携し、全庁的な私債権管理条例等の制定について調査・研究を早急に進められたい。

なお、条例等の制定により安易に債権を消滅させ、不納欠損処分として処理することは、当然許されないものであり、厳格な債権消滅条件の設定と取扱いが必要であることを申し添える。

### 3 補助金等交付事務における留意事項について

補助金交付事務に関連し特に注意すべきものについて意見を申し上げる。

補助事業に要した経費の支出を証明する書類として、レシート等が証拠書類として添付されているが、個人が所持するポイントカードを利用し、物品等を購入している事例が散見された。

これは、ポイントカード等の利用の可否を含めその取扱いを定めていないことによるものであるが、補助金を利用するに当たって、交付目的以外にポイント等の経済的価値が特定の個人に付加されることは、不当利得と疑われる恐れもある。

他市においては、ポイントが付与される支払をした経費そのものを補助対象経費として認めない、また、ポイント金額分を補助対象経費から減額するなどの措置を講じている事例、あるいは、補助金等交付の留意事項として、物品等購入の際のポイントカードやクレジットカードの利用禁止について、事前に周知している事例がある。

更に、平成30年4月、経済産業省が「キャッシュレス・ビジョン」を公表したことにより、一層のキャッシュレス決済化が進むことが予想されるため、キャッシュレス決済に伴うポイント等の取扱いについて、今後適切な対応が求められることになる。

市としても、補助金等交付事務に当たり、キャッシュレス決済化を見据えたポイント等に対する取扱い基準等の整備について調査・研究を進め、公金が適正に執行されるよう検討されたい。



